

令和2年 教育委員会第14回定例会 会議録

日時 令和2年8月25日（火） 午後3時00分～午後4時59分
場所 教育委員会室

議事日程

第 1 議案

【指導課】

- (1) 議案第30号「令和3年度使用 千代田区立中学校・中等教育学校（前期課程）教科用図書採択」
- (2) 議案第31号「令和3年度使用 特別支援学級教科用図書採択」
- (3) 議案第32号「令和3年度使用 中等教育学校（後期課程）教科用図書採択」
- (4) 議案第33号「令和3年度使用 千代田区立小学校教科用図書採択」
- (5) 議案第34号「幼稚園教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例施行規則の一部を改正する規則」

【子ども施設課】

- (1) 議案第35号「千代田区立少年自然の家条例施行規則の一部を改正する規則」

第 2 協議

【子ども総務課】

- (1) 令和3年度 部予算編成方針（兼令和3年度 部組織目標）【秘密会】

【指導課】

- (1) 学校職員服務取扱規程の一部改正

第 3 報告

【子ども総務課】

- (1) 令和2年度 教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価

【指導課】

- (1) いじめ、不登校、適応指導教室の状況

第 4 その他

【子ども総務課】

- (1) 教育委員会行事予定表
- (2) 広報千代田（9月5日号）掲載事項

出席委員（5名）

教育長	坂田 融朗
教育長職務代理者	中川 典子
教育委員	金丸 精孝
教育委員	長崎 夢地

教育委員	俣野 幸昭
------	-------

出席職員（5名）

教育担当部長	佐藤 尚久
子ども総務課長	大谷 由佳
子ども部参事	小池 正敏
指導課長	佐藤 友信
統括指導主事	田中 博

欠席委員（0名）

欠席職員（6名）

子ども部長	清水 章
副参事（特命担当）	大塚 光夫
子ども支援課長	新井 玉江
子育て推進課長	中根 昌宏
児童・家庭支援センター所長	安田 昌一
学務課長	小原 佳彦

書記（2名）

総務係長	江口 友規
総務係員	橋本 悠

坂田教育長

皆さん、こんにちは。定刻になりました。令和2年教育委員会定例会を開会いたします。

まず、開会に先立ちまして、本日、傍聴の方が多数お見えになっております。傍聴を許可しておりますことを、まずもってご報告いたします。よろしくお願いいたします。

ただいまから令和2年教育委員会第14回の定例会を開会いたします。

本日の委員は全員出席でございます。

今回の署名委員は、中川委員にお願いいたします。よろしくどうぞ。

早速でございますが、本日の議事日程をご覧いただきたいというふうに思っています。議案、協議事項、報告事項、その他というふうになっておりますが、協議事項の最初の（1）です。子ども総務課からの協議事項に、令和3年度部予算編成方針がございますが、予算につきましては意思形成の過程でございますので、法の規定に基づきまして、秘密会の中でやらせていただきたいというふうに思っておりますが、賛成の方の挙手をお願いいたします。

（賛成者挙手）

坂田教育長

はい。ありがとうございます。全員賛成ですので、そのような扱いにさ

せていただきます。

では、その他は日程に沿って進めてまいりたいというふうに思います。

◎日程第1 議案

指導課

- (1) 議案第30号「令和3年度使用 千代田区立中学校・中等教育学校（前期課程）教科用図書採択」
- (2) 議案第31号「令和3年度使用 特別支援学級教科用図書採択」
- (3) 議案第32号「令和3年度使用 中等教育学校（後期課程）教科用図書採択」
- (4) 議案第33号「令和3年度使用 千代田区立小学校教科用図書採択」
- (5) 議案第34号「幼稚園教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例施行規則の一部を改正する規則」

子ども施設課

- (1) 議案第35号「千代田区立少年自然の家条例施行規則の一部を改正する規則」

坂田教育長

議案でございます。議案の最初は議案第30号、令和3年度使用 千代田区立中学校・中等教育学校（前期課程）教科用図書採択でございます。内容につきまして、指導課長より説明をお願いいたします。

指導課長

それでは、議案第30号、令和3年度使用 千代田区立中学校・中等教育学校（前期課程）教科用図書採択についてご説明いたします。

本議案は、義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律第13条の規定に基づきまして、区立中学校の教科用図書を採択するものでございます。

本年度、既にお示ししております教科用図書採択の事務日程に基づき、7月14日の教育委員会定例会において教科用図書選定委員会から答申を受け、その後、7月31日の臨時教育委員会における協議を踏まえまして、採択候補として本日議案として上程いたしました。

こちらの議案第30号に記載されております採択候補をご確認いただき、ご審議をお願いしたいと思います。よろしくお願いいたします。

坂田教育長

はい。ありがとうございました。

ただいまのご説明を受けまして、ただいまから令和3年度使用の教科書採択を行います。ご説明にもありましたとおり、この件につきましては、7月14日の教育委員会定例会におきまして、教科用図書選定委員会、これは中学校の校長先生が座長でございましたけれども、そこから答申を受けまして、併せて調査研究資料が提出されたわけでございます。

答申までの経過を振り返りますと、各学校において研究会を開催し、それを基に、教科、種目ごとに調査委員会を開催いたしました。その後、PTA代表、保護者代表及び大学の先生等の学識経験者の方の参加も踏まえて、教

科用図書選定委員会を開催し、協議を深めていただき、答申に至ったということでございます。

そして、教育委員会は、その調査研究資料及び見本本を基に各自調査を進めていただきました。7月31日の教育委員会定例会におきまして、これらの経過を踏まえ協議を深め、採択の候補となる教科書を選んできたわけでございます。

採択の候補選定に当たりましては、本区の小・中学校・中等教育学校（前期課程）教科用図書採択事務取扱要綱に関する細目というものの定めがございます。その内容に示されているところに沿いまして、調査研究を進めてきたということでございます。

そこで示されている観点は、学習指導要領を基準に、内容の選択、そして構成、分量、表記、表現、そして子どもたちが使う資料上の便宜、あるいは発展・補充教材の扱いということです。さらに、その他といたしまして、本区の生徒の実態、そして千代田という地域特性等も配慮する。といったところでございます。そういった観点から調査を進めてきたということでございます。

それでは、その結果につきまして、種目ごとに、採択の候補となった教科用図書を、当教育委員会として絞り込んだ理由について説明をし、種目ごとに採択の可否を決定してまいりたいというふうに思います。よろしく願いいたします。

それでは参ります。まず、種目国語についてですが、国語につきましては光村図書出版が最終候補になっております。その理由は次のとおりです。

まず、生徒にとって身近な問題や社会で起きている出来事に焦点を当て、プレゼンテーションの仕方等に触れて説明しており、生徒の主体性を引き出す構成になっている点。もう一つは、説明的文章の基礎的な内容と発展的内容が段階的であり、内容の読み取りから多角的な分析まで、生徒が取り組むことができるような構成になっている。また、読む・書く・聞く・話す力に関わる内容のバランスもいいたろうということです。また、生徒が教材から自分の考えを持ち、深められるような問いの立て方になっていて、解説やガイダンスの量についても適当、適量であると。生徒が自ら考える工夫がなされているということが評価されて、先ほど申したとおり光村図書出版を採択の最終候補といたしました。

というところが今の到達点でございますが、何か教育委員の方でご意見、この際ですから、お話があれば、ご発言を求めます。

なお、付け加えますと、この国語につきましては、内容のバランスのよさから東京書籍という候補の声も出ておりましたし、見通しや振り返りの意識を持たせやすい構成になっているという点から、三省堂さんを支持するご意見もありました。多々ございましたが、最終的には先ほど申したとおりの理由で、光村図書出版ということになったわけでございます。

よろしいでしょうか。

(了 承)

坂田教育長

はい。ありがとうございます。

それでは、改めまして申し上げますと、国語の教科用図書については、光村図書出版を採択するというところでよろしいか、決を採ります。

賛成の方の挙手をお願いします。

(賛成者挙手)

坂田教育長

はい。ありがとうございました。賛成全員ですので、国語教科用図書は光村図書出版で決定いたしました。

次に、種目書写についてでございます。こちらは光村図書出版が候補になっています。

その主たる理由は次のとおりです。書き込み式の書写ブックがついており、効果的に使用しやすく、実物大の見本が多く、見やすい構成になっていると。学年に応じて取り扱える幅が広く、TPOに応じて文字を使い分けるだけでなく、言語文化に関する知識についても表記をされている。といったところが主な理由でございます。

光村図書が最終候補ということになりました。

何か補足してご意見がございましたら、よろしく願いいたします。よろしいでしょうか。

(な し)

坂田教育長

はい。

なお、申し上げますと、この光村図書出版の内容の中で、封筒の書き方、この点については若干課題があるのではないかという、とりわけ封字の表記がないことが指摘されたということでございますが、総じて光村が優位性があるだろうということで、この教科書に決定をいたしました。

それでは、改めまして、皆さんの決を採りたいと思います。書写の教科用図書につきましては光村図書出版を採択するというところで、賛成の方の挙手をお願いします。

(賛成者挙手)

坂田教育長

はい。賛成者全員でございます。書写の教科用図書は光村図書出版と決定いたしました。

次に、種目社会（地理的分野）についてでございますが、最終候補は帝国書院が候補になりました。その主な理由は次のとおりでございます。

まず、学習で取り扱っている地域と掲載されている写真や表、地図等の資料が関連づけて配置されており、その地域の特徴を地誌的にまとめることができるような構成になっているという点。写真や表、地図などの資料が豊富で、比較検討するのに見やすい構成になっている。以上の点から、帝国書院を採集の候補といたしました。

ということでございますが、付加して何かご意見が頂ければと思います。教育委員さん、よろしいでしょうか。いいですか。

(な し)

坂田教育長 はい。ありがとうございます。
それでは、採択に移りたいと思います。社会（地理的分野）の教科用図書につきましては帝国書院を採択するというので、賛成の方の挙手をお願いします。

（賛成者挙手）

坂田教育長 はい。ありがとうございました。全員賛成でございますので、そのように決定いたしました。

次に、種目社会（歴史的分野）についてですが、最終候補は東京書籍が候補になっております。その最終候補の理由は次のとおりでございます。

内容、構成は学習すべき内容のポイントが適切に押さえられており、また、幅広い視野から社会的事象の意味を確実に理解し考察できるように、文章も分かりやすく記述されているという点。また、日本における史実を学習する際、年表等を活用し、世界で起こった出来事と関連づけながら学習できる構成になっているという点。そして、歴史学習を進める上で重要な事項は、用語解説等を参考に学習できる構成になっているという点でございます。主にはそういったところから東京書籍ということになっております。

この点につきまして、教育委員さんのご意見等がございましたら、附帯意見でも結構でございますが、何かございますか。よろしいですか。

（なし）

坂田教育長 はい。

なお、申し添えますと、社会（歴史的分野）においては、山川出版が充実した内容というようなご意見もございました。しかしながら、生徒の実態からすると、情報量等が多いというような理由等から、先ほどの東京書籍が最終の候補となったわけでございます。

それでは、改めまして、社会（歴史的分野）の教科用図書については、東京書籍で決定したいと思います。賛成の方の挙手をお願いいたします。

（賛成者挙手）

坂田教育長 はい。ありがとうございます。賛成全員でございますので、社会（歴史的分野）の教科用図書は東京書籍に決定をいたしました。

次に、種目社会（公民的分野）でございます。最終候補は東京書籍でございます。その主たる理由は次のとおりでございます。

「みんなでチャレンジ」「もっと公民」など、アクティブラーニングの場面が具体的に設定されている。中学校を舞台とした対話的な活動があり、グループ学習がしやすい構成になっている。取り扱われている内容がよくまとまっていて、教材、資料ともに分かりやすい。といったところが理由でございます。

それでは、そういう候補でございますが、この際、教育委員の方でご意見等がございましたら、よろしく願いいたしますが、よろしいでしょうか。

（なし）

坂田教育長 はい。

付け加えますと、社会（公民的分野）につきましては、SDGsについて大きく強調されていること、言葉で伝えようというアクティブラーニングの箇所が豊富に設けられていることなどから、教育出版の図書と競合したという面がございます。しかしながら、総合的に、先ほど申した理由で、東京書籍を最終候補といたしましたということでございます。

それでは、賛否を問います。社会（公民的分野）の教科用図書については東京書籍を採択するというので、賛成の方の挙手をお願いします。

（賛成者挙手）

坂田教育長

はい。賛成全員でございますので、そのように決定いたしました。

次に、地図でございます。地図の最終候補は、帝国書院が最終候補となっております。

その主たる理由は、サイズが大判で地図が大きく、ユニバーサルデザインが使用されており、見やすく、使いやすい。また、地図が大きいことで、広域なつながりを確認することが容易であると。さらには、内容構成は分かりやすい構成で、特に世界各州のイラストつきの鳥観図が取り入れられており、世界の諸地域に興味やイメージを持ちやすい。以上の理由から、帝国書院を最終の候補といたしました。

この点につきまして、付加してご意見等がございましたら、お願いいたします。よろしいでしょうか。

（なし）

坂田教育長

はい。それでは、採決をいたします。地図の教科用図書につきましては、帝国書院を採択するというので賛成の方の挙手をお願いいたします。

（賛成者挙手）

坂田教育長

はい。ありがとうございました。ということでございますので、賛成全員でございますので、地図の教科用図書は帝国書院でございます。

次に、種目数学についてです。数学の最終候補は、大日本図書が最終の候補となりました。その主たる理由は次のとおりです。

全体的にすっきりして見やすい構成になっており、公式などを確認し学習を進める際も分かりやすく、単元内の例題と問いの難易度や分量もよいということでございます。適量であるということでございます。また、コラムが充実しており、数学の広がりや面白さを感じさせることで、数学を苦手とする生徒にも興味を持てる内容になっているということ。「仕事の中の数学」というページがございます。そこでは、数学が世の中に役に立っていることが理解できる。また、文字や絵、レイアウトなどが見やすく、ユニバーサルデザインに関して特に配慮がされているといった点でございます。

そういった最終の候補でございますが、この際、ご意見がございましたら、どうぞ。よろしいでしょうか。

（なし）

坂田教育長

はい。

申し添えますが、なお、数学については、学校図書も一つ候補に挙がった

わけでございます。数学の広がりや面白さを感じさせる内容が多く、こちらをよしとするご意見もございました。協議の上でございますが、先ほど述べた大日本図書が採択の候補となったという経過がございます。

それでは、最終的に決定いたしたいと思います。数学の教科用図書について大日本図書を採択するというところで、賛成の方の挙手をお願いいたします。

(賛成者挙手)

坂田教育長 はい。ありがとうございます。賛成全員でございますので、数学の教科用図書は大日本図書出版ということに決定いたしました。

続きまして、種目理科についてです。理科の最終候補は東京書籍でございます。その主な理由は次のとおりでございます。

探求的な学びの構成がしっかりしており、コラム等と関連づけて、バランスよく理科の見方、考え方、科学的に探求する能力の基礎を育てることができるというような印象でございます。そして、工夫されたコラムが掲載され、また内容の記載は生徒にとって理解しやすく記載されており、理科の楽しさを伝えることができる。さらには生徒の主体的な学びを引き出すことにもなるだろうということです。さらには、デジタルコンテンツが随所に用意され、どのコンテンツも分かりやすく、学習を進めていく上での助けとなるという印象でございます。

以上の理由から、種目理科については東京書籍ということになっております。

中川委員。

中川委員 理科離れというか、理科を苦手とするお子さんがとても多いのですけれども、その中で、やはり理科の楽しさというのを伝える教科書というのが大事ではないかというふうに思いまして、そういう点で言うと、大日本図書もとてもいい内容であったのですけれども、やはりどういうふうにかという、楽しさを伝えるにはどちらだろうというふうに考えて決めました。

坂田教育長 はい。ありがとうございます。

ほかにございますか。よろしいですか。

(なし)

坂田教育長 はい。

確かに理科の楽しさ、あるいは生活の中での結びつき、そういったところで子どもたちにどういう工夫がされているかという議論がございました。総合的に判断をし、今般、最終候補になったということでございます。

それでは、採決をしたいと思います。理科の教科用図書については、東京書籍を採択するというところに賛成の方の挙手をお願いいたします。

(賛成者挙手)

坂田教育長 はい。ありがとうございます。賛成全員でございますので、理科の教科用図書は東京書籍に決定いたしました。

続きまして、種目、音楽（一般）でございます。音楽一般については、最

終候補は教育芸術社でございます。その主たる理由は次のとおりです。

選曲がクラシックから現代のポピュラーソングまで幅広く取りそろえ、生徒が関心を持ちやすくなっている。「仕事と音楽」では音楽に関わる仕事を複数扱い、音楽の広がりを感じさせるものとなっている。また、雅楽について1年生の教科書で扱っており、1年生で雅楽教室を行う本区千代田区においては、雅楽について学んでから鑑賞ができるという、興味、関心や理解が深まるのではないかとといった点、これは地域性ですね、ということでございます。以上の理由から、教育芸術社を最終の候補といたしました。

この点につきまして、最終的に何かご意見がございましたら、お願いいたします。よろしいでしょうか。

(なし)

坂田教育長 はい。それでは、改めまして、音楽（一般）の教科用図書について、教育芸術社を採択するという事に賛成の方の挙手をお願いいたします。

(賛成者挙手)

坂田教育長 はい。賛成全員でございます。音楽（一般）の教科用図書は教育芸術社と決定いたしました。

次に、音楽（器楽合奏）についてです。こちらの最終候補は教育芸術社になっております。その理由は、主にこういうことでございます。

即興的に取り組みやすい教材や、音楽のリズムを利用しやすい教材が多く掲載されている。生徒が興味を持ちやすい曲が多く掲載されている。ギターのコードのページではイラストで表現されており、生徒にとって分かりやすくなっている。等々でございます。以上のことから、教育芸術社を採択の候補としたところでございます。

この点につきまして、最終的なご意見がございましたら、どうぞ。よろしいですか。

(なし)

坂田教育長 はい。それでは、採決をしたいと思えます。音楽（器楽合奏）の教科用図書につきましては、教育芸術社を採択することに賛成の方の挙手をお願いいたします。

(賛成者挙手)

坂田教育長 はい。ありがとうございます。賛成全員でございますので、音楽（器楽合奏）の教科用図書は教育芸術社と決定いたしました。

次に、種目美術についてです。美術につきましては、最終候補は開隆堂出版となっております。その主たる理由は次のとおりでございます。

「構図を捉える」のような解説や資料が豊富に用意されており、幅広い知識を身につけ学習を進めることができる。また、「発想の手だて」など、制作のサポートとなる記載がある。落ち着いたページ構成になっているという点でございます。さらには、専門用語の解説が要所にあり、言語活動の充実を図ることに寄与すると。特にQRコードから参照する動画や関連資料へのリンクが充実しており、教科書にもその活用のポイントが示されていて、

大変使いやすいといったところでございます。以上の主な理由から、美術については開隆堂出版を最終候補とさせていただきます。

この点につきまして、何かご意見、付加するご意見等がございましたら、お願いいたします。よろしいでしょうか。

(な し)

坂田教育長

はい。

申し添えますと、なお、美術につきましては、トレーシングペーパーが入っているなどの工夫があることや、見開きのページで示される作品が大きく迫力のあることなどから、光村図書出版を支持するご意見もございました。しかしながら、最終的に、先ほどのような開隆堂出版ということを経験として絞ってきたわけでございます。よろしく申し上げます。

それでは、決を採ります。美術の教科用図書につきましては、開隆堂出版を採択するということに賛成の方の挙手をお願いいたします。

(賛成者挙手)

坂田教育長

はい。ありがとうございました。それでは、決定いたしました。美術の教科用図書は開隆堂出版ということになります。

続きまして、種目保健体育についてですが、最終の候補は東京書籍でございます。その理由は次のとおりです。

資料が豊富で、添付資料の動画コンテンツが効果的であるという点。「スポーツと食事」では、試合前後の食事について紹介してあり、生徒やその保護者にとっても、よりよい教材となるという点。さらには、口絵や巻末資料、章末資料などで、性の多様性やインターネットトラブルなど、今日的な課題に関わる資料が掲載されているという点でございます。

以上のことから、今般、東京書籍の教科用図書を活用するという最終の候補となっておりますが、ご意見等がございましたら、お願いいたします。特によろしいですか。

(な し)

坂田教育長

はい。

保健体育につきましては、スポーツと食事の内容については大日本図書にも記載がありましたが、総合的な観点から東京書籍という候補になったわけでございます。

それでは、採択をいたします。保健体育の教科用図書を東京書籍とするということに賛成の方の挙手をお願いします。

(賛成者挙手)

坂田教育長

はい。ありがとうございます。賛成全員ですので、保健体育の教科用図書は東京書籍に決定いたしました。

次に、種目、技術・家庭の技術分野についてでございます。最終候補は教育図書でございます。その主な理由は次のとおりです。

題材例が多く、活用しやすい。色合いにメリハリがあり、また図も大きく見やすいという点。プログラミングを含めた情報技術の学習において、情報

の流れをアクティビティ図で分かりやすく示しており、学習を進めやすいという声。別冊がついており、実習をする際に工具の使い方等の確認がしやすく、活用しやすい。さらには、特に先輩の声や関連する職業の話が充実しており、社会とのつながりを実感できる工夫がされている。という主な理由からということでございます。

なお、技術分野については、フローチャート図による説明が分かりやすいことから、東京書籍を支持するという意見もございましたが、先ほど述べた理由から、総合的には教育図書が最終候補となったわけでございます。

教育委員の方、何かこの点についてご意見がございましたら、どうぞ。特によろしいですか。

(なし)

坂田教育長

はい。それでは、採決をしたいと思います。技術・家庭、そのうちの技術分野の教科用図書については、教育図書を採択するということに賛成の方の挙手をお願いします。

(賛成者挙手)

坂田教育長

はい。ありがとうございました。賛成全員でございますので、技術・家庭の技術分野の教科用図書は教育図書に決定いたしました。

次に、種目技術・家庭の家庭分野についてです。最終候補は開隆堂出版でございます。その主たる理由は次のとおりでございます。

家族、家庭生活の内容で、幼児の発達のほか、地域とのつながりを意識できる内容になっている。調理実習例について、押さえないポイントがQ&A形式で示されており、大変分かりやすい。特に、SDGsとの関連を各単元で示していること。和装の着つけでは帯の締め方といった細かいところまで示されているところが、生徒の現在の取組と合っているというところが主な理由でございます。

なお、申し添えますが、技術・家庭（家庭分野）については、巻頭の年中行事の記載が充実しているなどの理由から、教育図書を支持するご意見もございました。その他、多々ご意見はございましたが、先ほどの理由から、総合的には開隆堂出版という候補にさせていただきました。

何か、教育委員さん、最終的にご意見がございましたら、どうぞ。よろしいですか。

(なし)

坂田教育長

はい。

それでは、改めまして、採択をいたします。技術・家庭（家庭分野）の教科用図書については、開隆堂出版を採択するということに賛成の方の挙手をお願いいたします。

(賛成者挙手)

坂田教育長

はい。ありがとうございます。賛成全員でございますので、開隆堂出版と決定いたしました。

次に、種目、英語についてですが、最終候補は開隆堂出版がこの最終候補

となっています。その主な理由は次のとおりです。

各プログラムに、学習内容の理解から自分の言葉で表現する機会へつなげるRetellの活動が取り入れられており、4技能の話す力を育成しやすい。伝統文化、異文化理解、自然科学等について、生徒の興味、関心を持たせ、豊かな心を育む題材が設定されている。さらには、本文の前にイラストや音声を頼りに内容を推測できるScenesが設定されており、新出基本表現等を捉えやすい。ということでございます。

なお、この英語につきましては、場面においてどの能力に特化しているかが分かりやすいといった点から、三省堂さんの教科書をというご意見もございましたし、また、社会の中で活用できる英語に触れているという点から、東京書籍が優れているのではないかとのご意見もございました。しかしながら、最終的に、先ほど述べた理由から、開隆堂出版を採択の候補としたところでございます

それでは、教育委員さんから何かご意見等がございましたら、お願いいたします。よろしいでしょうか。

(な し)

坂田 教育長

はい。

それでは、改めまして、採択をいたします。英語用の教科用図書については、開隆堂出版を採択するということに賛成の方の挙手をお願いいたします。

(賛成者挙手)

坂田 教育長

はい。ありがとうございます。賛成全員でございますので、英語の教科用図書は開隆堂出版と決定いたしました。

次に、種目、特別の教科 道徳でございます。最終候補は光村図書出版でございます。

その主な理由は、生徒自身の考えを持つことができるような教材になっているという点。テーマに沿った教材が並ぶよう構成されており、その問題を深く考えさせる構成になっていると。また、そこで立てられるテーマが、現在の問題に沿った、生徒に考えさせたいものになっている。ということでございます。

申し添えますと、特別の教科 道徳については、SNSの問題など今日的な課題を取り扱っている等の理由から、東京書籍あるいは日本教科書も支持するご意見がございました。しかしながら、最終的な総合的な判断から、光村図書出版を最終候補とさせていただいたという経過がございます。

それでは、特別の教科 道徳についてですが、教育委員さんからのご意見がございましたら、お願いいたします。よろしいでしょうか。

(な し)

坂田 教育長

はい。ありがとうございます。

それでは、改めまして、採決をいたします。特別の教科道徳の教科用図書は、光村図書出版を採択するということに賛成の方の挙手をお願いいたしま

す。

(賛成者挙手)

坂田教育長 はい。ありがとうございました。それでは、賛成全員でございますので、そのように決定いたしました。これが最後ですね。はい。

以上をもちまして、令和3年度使用 中学校・中等教育学校（前期課程）用教科用図書の採択について、終わらせていただきます。以上です。

それでは、ここで少々休憩を取ります。

子ども総務係 今から5分ほど休憩を取ります。傍聴の方はここでご退席いただいても結構ですし、残られても構いません。ただいまの教科書の一覧なのですけれども、入り口を出たところで配りますので、もしご入用の方は1部お取りになってお帰りいただければと思います。よろしく願いいたします。

坂田教育長 それでは、5分ほど休憩を取りますので、トイレ等々で行かれる方は、どうぞ。

(休憩)

(再開)

坂田教育長 それでは、再開します。休憩後の再開ということになります。よろしく願いいたします。

それでは、議案第31号でございます。令和3年度使用の特別支援学級教科用図書採択についてでございます。指導課から説明をお願いいたします。

指導課長 議案第31号をご覧ください。本区の千代田小学校と麴町中学校に設置しております特別支援学級で使用する教科用図書について、ご採択いただくものでございます。

学校教育法附則第9条及び同施行規則第139条の規定により、特別の教育課程による場合や、教科により当該学年用の検定教科書を使用することが適切でない場合は、それぞれの学校の設置者の定めるところにより、他の適切な教科用図書を使用することができることとなっております。特別支援学級に在籍する児童生徒は、その発達の状況が非常に多様でございますので、子どもの発達段階や学習状況に適した教科用図書を使用できるように、毎年度採択をお願いしているところでございます。特別支援学級設置校で調査研究した結果につきましては、7月31日の教育委員会でご協議いただいたところでございます。

ご審議のほど、よろしく願いいたします。

坂田教育長 はい。ありがとうございました。前回、既に内容につきましてはご提示させていただいたところでございます。

採択に当たって、教育委員さん、何かご意見がございましたら、お願いいたします。よろしいですか。

(なし)

坂田教育長 はい。それでは、採択をいたします。賛成の方の挙手をお願いいたします。

(賛成者挙手)

坂田教育長 はい。賛成全員でございます。それでは、提案どおり決定させていただきます。

続きまして、議案第32号、令和3年度使用 千代田区中等教育学校（後期課程）教科用図書採択についてでございます。指導課長より説明をお願いいたします。

指導課長 それでは、議案第32号をご覧ください。本議案は中等教育学校の後期課程で使用する教科用図書の採択をお願いするものでございます。

中等教育学校の後期課程で使用する教科用図書の選定について、中等教育学校（後期課程）の教育課程は、生徒の実態が非常に多岐にわたりますので、東京都立高等学校同様、校長の権限と責任で教科書を選定することとなっております。本区においては、区立九段中等教育学校長が選定したものを、学校を設置する千代田区教育委員会が毎年度採択することになっております。所定の手続を踏んで、九段中等教育学校の特色ある教育課程や生徒の実態に応じて選定した教科用図書について、7月31日の教育委員会定例会でご協議を頂きました。

このたび採択候補を一覧としてまとめ、議案として提出させていただいております。こちらも、ご審議のほど、よろしく願いいたします。

坂田教育長 はい。ありがとうございます。

この点につきまして、ご意見、ご質問等がございましたら、お願いいたします。

（了 承）

坂田教育長 それでは、議案32号に賛成の方の挙手をお願いいたします。

（賛成者挙手）

坂田教育長 はい。賛成全員でございます。どうもありがとうございました。それでは、そのように決定させていただきます。

続きまして、議案第33号ですね。千代田区立小学校教科用図書の採択についてでございます。指導課長より説明をお願いいたします。

どうぞ。

指導課長 それでは、議案第33号をご覧ください。本議案は、義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律第13条の規定に基づきまして、区立小学校の教科用図書を採択する必要があるためでございます。

小学校の教科用図書につきましては、同法第14条において、政令で定める期間、毎年度、種目ごとに同一の教科用図書を採択することとされており、採択年度に採択したものと同一のものを採択するという形になっております。小学校におきましては令和元年度に採択を行っておりますので、令和4年度までは同一教科用図書を使用することになっております。

議案は採択年度に採択したものと同一の教科用図書一覧となっております。ご確認いただき、採択をお願いしたいと思っております。どうぞよろしくお願い申し上げます。

坂田教育長 はい。ありがとうございました。

それでは、本案につきまして、ご意見、ご質問等がございましたら、お願いいたします。よろしいでしょうか。

(なし)

坂田教育長

はい。それでは、本案につきまして賛成の方の挙手をお願いいたします。

(賛成者挙手)

坂田教育長

はい。ありがとうございます。賛成全員でございますので、議案第33号はそのように決定させていただきました。

これをもちまして、教科書採択に関する議案につきましては終了とさせていただきます。

続きまして、議案第34号、幼稚園教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例施行規則の一部改正でございます。その内容につきまして、指導課より説明をお願いいたします。

指導課長

それでは、議案第34号、幼稚園教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例施行規則の一部を改正する規則についてご説明いたします。

資料の一番最後、添付してあるステープラー留めの概要説明をご覧ください。

まず、改正趣旨でございます。令和2年度における区の職員の夏季休暇については、新型コロナウイルス対策拡大等への対応のため、夏季休暇の取得が困難な場合が想定されることから、特例として、夏季休暇の承認期間が延長されることになりました。職員との均衡を考慮し、幼稚園教育職員についても、令和2年度における夏季休暇の承認期間を延長するものでございます。

このほか、所要の規定整備を行うということです。

2番、改正内容についてです。1点目につきましては、本来7月1日から9月30日までの夏季休暇の承認期間を、令和2年度に限り7月1日から11月30日に延長するものです。2点目は、その他規定整備でございます。工業標準化法が産業標準化法に法律名が改正され、日本工業規格が日本産業規格に変わったことに伴い、様式に記載のある日本工業規格の文言を日本産業規格に整備するものでございます。

新旧対照表については議案文のとおりでございます。

4番、施行期日ですが、公布の日となります。ただし、夏季休暇の承認期間の延長については、令和2年7月1日から適用という形になります。

以上です。どうぞよろしくお願いいたします。

坂田教育長

はい。ありがとうございました。今般は夏休みの休暇の、日数は増えないのですけれど、取れる期間が9月末というところから11月まで延びましたという内容でございます。

何かご意見、ご質問等がございましたら。

金丸委員。

金丸委員

いわゆる夏休みの期間、9月30日までも含めて、通常であれば取れる人たちが取っていなかったということが前提の規定だというふうに理解すればいい

いのでしょうか。

指導課長 はい。今年度の場合は、新型コロナウイルス対策によるというところを基本としているという考えでございます。また、学校、園におきましては夏休みが短くなっておりますので、そういったところも拡大のところにはうまくはまるといいますか、適用される場所かと思えます。

金丸委員 取っていない人が多いから取らせてあげるという意味なのか、それとも、そういうことを考えずに、取りあえずコロナのことを考えたら、期間は延長しなければいけないという意味なのかということの質問だったのですけれども。

指導課長 管理職の責任において取るというような形になっておりますので、そこで取れていなかったから今回延ばしたということではないという認識です。

坂田教育長 総務課長。

子ども総務課長 すみません。全体的な区の職員のことに関する事なので、私のほうから説明させていただきます。

教育の職員について夏季休暇の取得が進んでいないというところではなくて、皆さん努力して、9月30日までに取得しようというところで、取得は進んでおります。ただ、一部のコロナ関係で、清掃事務所関係ですとか、あと、保健所関係ですね、そういったところでの休暇がどうしても集中して取ることができないという実情があるので、その対象の職員に配慮して、11月30日までとしたというところとなっております。それに併せて、やはりほかの部署でも想定されることなので、一緒に改善しましょうというところになってございます。

金丸委員 分かりました。

坂田教育長 はい。ありがとうございました。

ほかにございますでしょうか。よろしいですか。

(なし)

坂田教育長 それでは、本案件につきまして、賛成の方の挙手をお願いいたします。

(賛成者挙手)

坂田教育長 はい。ありがとうございます。賛成全員ですので、そのように決定をいたしました。

続きまして、議案第35号、千代田区立少年自然の家条例施行規則の一部を改正する規則についてでございます。

子ども施設課長より説明をお願いいたします。

子ども施設課長 議案第35号、千代田区立少年自然の家条例施行規則の一部を改正する規則でございます。

改正理由でございます。賄料の改定ということになります。メレーズ軽井沢の賄料の改定です。

改定の内容でございますが、新旧対照の表のほうをご覧ください。裏面です。

新規のほうでございますが、賄料、通常の夕食が、大人が1,800円、旧料

金が大人1,700円となっています。100円の改定です。新料金、子どもが1,300円、旧料金、子ども1,200円ということで、100円の改定ということになっています。

年末年始です。朝夕食込みの金額でございますが、大人が4,200円、旧料金のほうが4,000円ということで、200円の改定ということになります。子ども料金3,100円ということの改定でございますが、現在は、子ども料金3,000円で、100円の改定ということになります。

表のほうに戻ってもらいまして、施行期日でございます。令和3年1月4日から施行ということで、考えております。こちらに関しましては、年末年始の適用が1月3日までということになりますので、1月4日からということで改定を考えております。

申込みのほうですが、3か月前からの申込みということになりますので、10月4日からこの料金が適用になるということになります。

周知のほうは、広報紙と、それから、ホームページでやってまいりたいというふうに考えております。

ご審議のほど、よろしく願い申し上げます。

坂田教育長

はい。ありがとうございました。

子ども施設課長

これは、いつから改定していなかったのですか。

金丸委員

22年前ですね。平成10年。

子ども施設課長

20年、今まで改定していなくて、僅か100円の値上げで大丈夫なのか。

消費者物価指数の平成10年と比較しますと、4.7%の増ということになっています。米とか、それからパン、魚介類、肉類といった主要8品になりますけれども、計算をしますと105円相当——4.7%の増額ということになりますので、切捨て、切上げ等を計算しますと、100円、それから200円という形の金額で試算いたしました。

それと、近隣の区の保養所等がございますけれども、そのところを調べましたら、2,500円であったり、3,000円であったりというようなことございまして、そこよりは若干安いというのでご指摘をもらいましたが、もしかすると、その近隣ということと比較しますと、そのような考え方もないことはないのかもしれませんが、その消費者物価指数から積算をいたしますと、4.7%の増額ということで今回は足りるというようなことで考えてはおります。

坂田教育長

中川委員。

中川委員

今、料金はいいのですけれども、コロナ禍において利用状況はどういうふうになっているのでしょうか。

坂田教育長

はい。施設課長。

子ども施設課長

全部で8部屋、8グループが利用できるのがマックスの利用の状況にはなるのですけれども、上限で6部屋まで、6グループまでの申込みまでしか入れられないような形になっています。

それで、実際のことをいいますと、8月10日から16日ぐらいまでのところが抽選になりますが、そのときに6部屋全部入っているような状況になっていまして、今週ぐらいからやはり減ってきているということがございますので、夏休みの時期ですと、例年、稼働率ですけれども、夏休みですと、80%とかということにはなりますが、全体では28%というような稼働率になっているという状況でございます。年末年始は100%です。

坂田教育長 それでは、議案35号、少年自然メレーズの料金改定でございますが、賛成の方の挙手をお願いいたします。

(賛成者挙手)

坂田教育長 はい。ありがとうございます。
今般も低額に抑えさせていただきました。ありがとうございました。
それでは、そのようにさせていただきます。

◎日程第2 協議

指導課

(1) 学校職員服務取扱規程の一部改正

坂田教育長 それでは、引き続き協議事項になりますが、指導課から学校職員服務取扱規程の一部改正でございます。よろしくをお願いいたします。

指導課長 それでは、学校職員服務取扱規程の一部改正について、ご説明をいたします。

まず1番、改正趣旨です。令和2年4月1日から会計年度任用職員制度が施行され、会計年度任用職員が地方公務員法上の一般職の職員に位置付けられ、学校職員服務規程取扱いの対象となるため、規定を整備するものです。併せて、所要の規定整備を行います。

2番、改正内容でございます。3点ございます。

1点目は、改正趣旨で申し上げたとおり、会計年度任用職員が本規程の対象となるため、規定の第2条の職員の定義に、千代田区教育委員会が任命する会計年度任用職員、すなわち会計年度任用講師と東京都教育委員会が任命する会計年度任用職員を追加いたします。

2点目が、パワーハラスメント禁止規定の新設です。女性の職業生活における活躍の推進に関する法律等の一部を改正する法律のほうが公布をされまして、労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律が改正されたことに伴い、パワーハラスメント禁止の規定を新たに設けるものでございます。なお、パワーハラスメントの禁止を服務規程に定めるのは今回が初めてとなりますが、実際には、平成30年2月に、千代田区立学校等におけるハラスメントの防止等に関する要綱を制定し、パワーハラスメントも含めたハラスメントに関する相談体制を整えているところでございます。

3点目は、日本工業規格から日本産業規格への改正に伴う改正です。工業

標準化法が産業標準化法に法律名が改正をされまして、日本工業規格が日本産業規格に変わったことに伴い、出勤簿等の様式に記載のある「日本工業規格」の文言を「日本産業規格」に整備するものでございます。

3番の新旧対照表は、別紙のとおりでございます。

施行期日ですが、この場合、ここで、令和2年8月26日と書いてあるのですが、こちらのほうは、9月9日となるということでございます。

ただし、改正後の第1条、第2条、第5条、第7条及び第21条の3の規定は、令和2年4月1日からの適用。そして、改正後の第10条の2の規定は、令和2年6月1日からの適用となります。

よろしく願いをいたします。

坂田教育長

はい。ということでございます。

学校職員の服務規程に適用される職員として、会計年度任用職員もこの服務規程の適用になりますよということが1点と、あと、パワーハラの禁止規定、これをサービスの規程に追加しましたということです。その他、規定の整備ということです。

何かご意見、ご質問がございましたら、お願いいたします。

金丸委員。

金丸委員

これはこれでいいのですけれども、今の時代だったら、こんなセクシュアルハラスメントだとか、パワーハラスメントだというよりも、ハラスメント全体の規定を設けたほうが、本当はいいのかという気がします。

中川委員

よろしいですか。

坂田教育長

中川委員。

中川委員

やはり私もちょっとここに女性の職業生活における活躍の推進に関する法律等の一部を改正する法律があるからこうしたというのですけれど、そうではなくて、やはりパワーハラスメントというのをもっと広く定めるべきではないかというふうに思うのですけれども。男性同士でも、それから、職場の間でもありますよね、ハラスメントが。だから、そういうふうに、ハラスメント全体を禁止するというようなふうにしたほうがいいのではないかとこのように思いました。

坂田教育長

確かにご指摘のように、ハラスメントの様態というか、形というものは、マタハラだったり何ハラだったり、いろいろな言われ方をするし、男性だけ女性だけの話でもないし、多様ではございますよね。ただ、法の規定そのものは、いろいろなパワーハラ、セクハラ等の法の規定はあろうかと思っておりますけれど、相当幅広に取ってはいますよね。その定義そのものは。これは、基本的に、概念をぼやかすわけにもいかないから、きちんと法の根拠にあるものを持ってきて規定するというのです。ただ、その周辺にあるものも、いろいろな解釈の中で捉まえていくという姿勢には変わりはないというふうに思います。

ということも、ご意見として頂戴いたしました。

金丸委員

学校を、我々が対象にしているとき、例えばアカデミックハラスメントの

ようなことをパワハラの規定で処理できるのかとか、そういう問題につながっていくのだろうというふうに思います。

坂田 教育長

はい。

全体をカバーするように、実際の運用上はしていくということでございますので、ひとつよろしくをお願いします。

それでは、これは協議事項でございますので、また最終的には議案として次の教育委員会でご提示させていただきます。

◎日程第2 報告

子ども総務課

(1) 令和2年度 教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価 指導課

(1) いじめ、不登校、適応指導教室の状況

坂田 教育長

続きまして、報告事項に参ります。

総務課のほうから教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検・評価でございます。先般からの議論でございます。よろしくをお願いします。

子ども総務課長

それでは、私のほうから、令和2年度教育に関する事務の管理及び執行状況の点検及び評価についてご説明をいたします。

まず、この点検及び評価については、もうご存じのとおり、地教行法に基づいて、毎年、教育に関し、学識経験を有する者の知見を活用しながら、教育委員会において、点検・評価を行い、課題や取組の方向性を明らかにすることにより、効果的な教育行政の一層の推進を図ることを目的としてございます。

今年度は、その実施方法の見直しを考えてございます。

1枚おめくりいただきまして、3の実施項目(案)のところをご覧ください。

この点検及び評価の対象とする事務事業等について、昨年度までは、主要施策の成果における重点事業を10事業程度選択し、その成果や視察先に関して、ご議論を頂いておりましたが、例年、幅広い事業に対して点検・評価を頂くというところに重きを置いていたところですが、本年度は主要施策の成果における重点事業は、2事業に絞り込み、そのほかに、教育・子育てに関する課題をご議論いただくというふうに考えております。その際に、成果のみではなく、その事業の背景となるような資料をおつけして、議論を頂くことを考えております。

まず、1つ目の主要施策の成果における重点事業については、事務局案としましては、1つ目、ICT教育の推進、2つ目として私立保育所等整備関連事業を考えてございます。

1つ目のICTの推進につきましては、今般のコロナ禍において、より一層のICT教育の推進、加速化が求められているということもございます。

また、長崎委員からもご意見を頂いているところですが、推進だけにとどまらず、有効的で価値のある利用ができているかも見ていただきたいというようなご意見も頂いているところでございます。そういった観点に立って、こちらのほうを点検・評価いただくというふうにご考えてございます。

2つ目の私立保育所等整備事業についてですが、これは、もう誰もが働く時代を迎えておまして、保育需要は高止まりというか、どんどん需要が高まっている状況が継続してございます。毎年、私立保育所等を整備している状況ですが、こちらの整備に関しましても、様々な課題を抱えております。また、今般のコロナ禍における保育所等の対応についても、ご議論いただきたいと考えてございますので、今回は、この2つを主要施策の成果における重点事業2事業として、事務局としては挙げているところでございます。

2つ目、(2)にございますように、教育・子育てに関する課題についてでございます。前回ご相談させていただいた中で、ちょっとざっくりとした課題のご提案だったものですから、もう少し範囲を狭めて、重点的なご議論を頂いたほうがいいのではないかとというところで、今回、案として考えたところは、千代田区における都心区特有の教育・子育てに関する課題として、児童・生徒数の増による今後の本区の教育について、学区域の見直しであるとか、学校選択制などを中心に点検、ご議論いただきたいというふうにご考えてございます。

実施項目(案)のところは、以上でございます。

有識者の名簿については、昨年度と同じ方々をお願いをする予定でございます。

今後の日程につきましては、9月8日火曜日に教育委員会定例会のほうで実施項目を協議、選定を頂きまして、9月から11月にかけて、有識者会議を開催し、区内教育施設等の見学、視察もしていただこうと考えてございます。

年明けまして、12月から翌年1月にかけて、点検及び評価を行っていただいて、報告書の作成というところ、翌年2月、3月、区議会の報告、ホームページでの公表を考えてございます。

続きまして、次の用紙のほう、評価報告書なのですが、左側が旧の報告書の内容というか概略でございます。右側が新しい、今度作る報告書の案でございます。これの上から2つ目のところ、「はじめに」の後のところに、点検・評価の方法についてというところを少し詳しく書かせていただいて、点検・評価対象事業等の選定理由であるとかも記載できたらというふうにご考えてございます。あとのところは、多少、詳しい資料を提示するというような中身となっております。

1枚おめくりいただきますと、前回、23区の点検・評価の報告書のまとめをお見せさせていただいたところですが、その中で、評価の方法について、評定という評価をしているところがあるので、評定の評価方法について分析をというようなご意見を賜ったところでございます。こちらについては、内

部評価と外部評価と2つの評価があるのですけれども、内部評価で評価方法を取っている区は、9区でございます。外部評価については3区で、ほとんどが文章の評価となっている状況となっております。

その評価もちょっと調べましたところ、継続ですとか、拡充ですとか、縮小ですとか、廃止というようなもので、文章での評価で、遜色ないというふうに考えております。やはり教育とか子育て施策は、数値化しての評価は難しいのかということもございますので、今年度は、文章での評価をさせていただけたらというふうに考えてございます。

その次のページからは、今年度、ICT教育の推進とか、保育所整備等の関連事業の拡充事業の主要施策の成果ということで、今、作られているものを載せさせていただいてございます。

説明は以上でございます。ご意見等ございましたら、よろしくお願いたします。

坂田教育長

はい。ありがとうございました。

今年度の点検・評価につきましては、こんな方法で、こんな視点でということ、ご提案いただきました。

ご意見、ご質問がございましたら、どうぞ。

金丸委員。

金丸委員

基本的には、内容的にいいと思うのですが、ちょっと気になったのは、ICT教育の推進のところで、結局、例えば、小学生、中学生にタブレットが貸与できるのはいつなのかという問題があって、そうすると、実は、これの対象から時期的に外れてしまうのではないかと、ちょっと気になりました。

坂田教育長

なるほど。

指導課長。

指導課長

タブレット1人1台体制についてなのですが、おおむね、今、11月過ぎを予定しています。

それで、実は、東京都のほうで1人1台体制において、子どもたちがどのような学び方をするかというようなものを検証する事業を行っておりまして、そこに3校手を挙げて、今やっています。そこは、いわゆる、いろいろな大学の先生たちも入っていただいた上で、今でも1人1台環境はつくれますので、そこは特別にそういうような取組を先進的に今行っていると思いますので、時期的に11月以降であれば、1人1台、滑り出したばかりなのですが、それらのほうを見ていただく対象にさせていただくことで、千代田の取組というのを見てもらえるのではないのかなというふうに思います。

金丸委員

ありがとうございます。

今のお話でちょっと安心しました。でも、逆に言うと、それは、評価というよりは、これからのICT教育についての進める先を見据えてもらうというような、そういうものに変えたほうが、実質的に意味があるかという感じはします。要するに、1人1台体制になった後に、そのとおりでいいのか、

それとも、それにプラス何かしたほうがいいのかというようなご意見を頂いたほうが、実質的に意味のあるものになってきそうな気がします。

坂田教育長 そうですね。はい。ありがとうございます。

指導課長。

指導課長 今、その取り組んでいる3校に関しては、とても意欲的にやっという学校のエネルギーがありますので、その検証評価でもいいですし、その後の実際に入ってからのところでも、かなり意欲的な部分というのは見せられる。今までやってきた部分といいますか、今年度の1年間、まさにこのことをずっと継続して、指導課も力を入れてやっているところ、学校が本当に頑張っているところですので、経過も含めて見てもらえるのではないのかというふうに、今、感じました。

坂田教育長 はい。ありがとうございます。

ほかに。

中川委員。

中川委員 この1番と2番なのですが、1番に関しては、今、いろいろお話を伺ったところで、方向性みたいなのが見えるのですが、評価や何かもどんな評価をするということが判断できるのですけれども、こちらの2番のほうに関しては、話が大きくなっているのではないか、学区域の見直しとか学校選択制などというのは、こういう評価の中でできるのだろうかという疑問がちょっとあります。学区域の見直し、学校選択制などというのは、とても重要なことなので、もしかしたら、こちらを独立させて、何か違う委員会なり何かをつくったほうがいいのかと思います。

坂田教育長 はい。部長。

教育担当部長 今、本区は子どもが増えて、そのひずみが出る中で、いろいろ問題が出てきております。それで、教育委員の皆さんにも、学校選択制などでいろいろご意見を伺っているところでございます。我々としては、わらにもする思いというか、何かいいアイデアを外部の先生に頂きたいということでございます。実際に、制度、仕組みを変えるとか、新たな制度、仕組みを考えると、このときには、こういった点検・評価とは別に、また専門家の先生も入れた協議会なり、今後の教育を考えるとというような、そういう会議体を設けて、当然考えていきたいというふうに考えております。

その結果、形としては、教育委員会から諮問して、答申を頂いて、またここで決定していくというような流れになるかとは思いますが、今、中川先生がおっしゃったような、これから仕組みを変えるのであれば、そういう手続を取っていきたくて考えております。

ここではあくまで、点検・評価の先生方に自由な意見を頂いて参考にするということですが、その意見をもって、新しい仕組みに転換していくというものではないというふうに考えております。

坂田教育長 はい。

ほかにご意見ございましたら。

金丸委員。

金丸委員

この話の続きなのですが、私の感覚からすると、学区域の見直しは、この先生たちにやってもらう必要はないと僕は思うのです。だから、現行の学校選択制の在り方みたいな形で、大きくぼんとテーマを投げかけてしまったほうが、議論がしやすいのかという気がするのですが。

坂田教育長
教育担当部長

なるほど。

すみません。ちょっとここも、書き方が具体性に欠けて、申し訳ありません。

今、中学校の学校選択制、自由に選べるのがいいのか、もう地域の学校として大切にさせていただいて、育ててもらえるような学区域制に戻すのがいいのか、そういったことも参考にご意見を頂く中で、学区域の見直しと簡単に書いてしまったのですが、それも包含するようなことを1つ考えております。

あと、一つ一つのケースに丁寧に対応していきたいというのがあります。学区域制をきちんと引いた場合に、道1つ隔てて引っ越しをする、何かいろいろな社宅だとか、いろいろな住宅、会社の都合でこっちに移るみたいなときに、本当にその学区域どおり転校させたほうがいいのかとか、そういったことというのは、今、もう規定で、こっちに行ったらこっちの学校と決まり切ってしまった部分もあるので、そこら辺、先生方の知見も頂いて、ほかの地区では、どういった取組をしているのか、どういった方法をしているのかみたいなところも参考に意見を頂いて、今後の我々の進め方を改めるための一助にしたいというふうに考えておりますので、この辺で、テーマを提供して、ご議論いただくときには、具体的なテーマでいろいろご意見いただきたいということで進めていければというふうに考えております。

坂田教育長

はい。ありがとうございます。

ほかにございますか。

(なし)

坂田教育長

はい。それでは、報告事項でございますが、点検・評価につきましては、そういったことを主眼に今般進めてまいりたいというふうに思います。よろしく願いいたします。

続きまして、報告事項、もう一つですね、いじめ、不登校、適応指導教室の状況でございます。

指導課から説明をお願いいたします。

指導課長

それでは、いじめ、不登校、適応指導教室の状況（令和2年7月末の報告）のほうをご覧ください。

いじめの報告数ですが、基本的に、いじめは増えておりません。解消したものが増えました。

不登校者数につきましても、7月の段階では、変化がないという形で、推移をしているところでございます。

適応指導教室につきましては、先月から中学校2年生が1人増えていると

いう形で、今年度、5名という形です。新体制になりましたが、新しい支援の方も含めて、かなり、昨年とはまた違った雰囲気です。進んでおるところですが、私も所長を兼務しておりますので、時々見に行く機会があるのですが、なかなかいろいろな研究所の先生方、また、新しいカウンセラーの先生、非常にいい雰囲気でやっていただいているというふうには思っているところでございます。

報告は以上です。

坂田教育長

はい。ありがとうございます。

昨今、コロナのPCR検査の対象になる子とかは、案外出ていますよね。そうすると、そういう検査をしている子に対する周りの子の反応とか、そういったところからいじめにつながったりみたいなの、あるいは、そういう不用意な発言したりというのはあるかというふうには懸念はしているのだけれど、そこら辺の事例とか、学校サイドの注意事項というのはあるのでしょうか。

指導課長

今、教育長のほうでお話いただいたところは、かなり懸念をしていたところですので、6月の分散登校開始の時点の前のリモート校園長会のほうに、もうとにかくそこは必ずしっかりと指導をするところから始めてくださいというところで、進めているところです。

現在のところ、そういった差別、もしくは、あいつはコロナだとか、家の人間がコロナだとかというようなことで、いじめをしているというような報告は、私どものところには入ってきておりません。細かい調査、そこまで突っ込んだ聞き取りはまだしていないところですが、今、2学期が始まりまして、出欠のほうの調査はまた行っていきますので、そういった中で、そういう事例があれば、しっかりと把握をしていきたいというふうに考えます。

坂田教育長

はい。注意喚起のほうをよろしくお願いします。

ほかにございますか。

金丸委員。

金丸委員

今の続きになってしまうのですが、正直な話、子どもにそれを幾ら指導しても、問題は子どもにあるのではなくて、親にある。それをどうしたらいいかというのは、やはり最大の問題点になると思うのです。あそこの子はコロナだから付き合っては駄目だとか、そういうのが裏側にあって、いじめは起きると思うのです。その辺が難しいという感じがします。

指導課長

まさにそのとおりだと思います。そこまで影響が及び切るかどうかというところが、学校としても悩ましいところです。ただ、リモート等で、保護者会等でも、学校のほうからは熱心に伝えているところでございます。

昨今、テレビの報道を見る中で、子どもが夏休みは短い、どうだったかみたいなインタビューをされているときに、やはり子どものほうが純粋にこうしなければいけないとか、そういうふうにいじめてはいけないということを純粋に思っているような報道があったりとか、実際にそういうのが見えてくるというふうには思っています。

ですので、この状況の中で、子どもはとても我慢をしている状況です。
学校としてできること、こういうときに、やはりそういうことをしてはいけないのだということを、今、子どもはいろいろ悩んでいるところで、ずっと入っていく状況にもあるのかと思いますので、学校の教育としてできる限りのことを子どもたちに施していく所存でございます。

金丸委員
坂田教育長

ぜひ、お願いします。

はい。

ほかにございますか。よろしいですか。

(なし)

坂田教育長

はい。では、報告事項は以上とさせていただきます。

◎日程第3 その他

子ども総務課

(1) 教育委員会行事予定表

(2) 広報千代田(9月5日号)掲載事項

坂田教育長

では、その他事項に入ります。

行事予定表、そして、広報の掲載事項ということで、総務課長、お願いします。

子ども総務課長

それでは、資料のほうをご覧ください。教育委員会の行事予定につきましては、定例会と指導課訪問を掲載させていただいているところでございます。あと、青少年委員会の定例会が再開されているので、そこを落とし込んでいるところです。そのほか、個別の事業を再開しているところ、行事を再開しているところではあるのですが、コロナ禍で掲載していませんので、事務局のほうに問い合わせいただければ、ご案内できるかと思っておりますので、よろしく願いいたします。

引き続き、広報千代田のほうの資料をご覧ください。

子ども部と地域振興部からの広報原稿の一覧でございます。今回、特別に出しているのは、上から4つ目の児童・家庭支援センター、一番町児童館の一時休館のお知らせについてです。こちらは、給排水改修工事を行うため、10月1日から12月10日まで休館しますと。ただし、学童保育のほうは実施しますというふうなところで、広報は休館の案内だけでございます。

そのほか、文化振興であるとか、生涯学習スポーツ関係は、各種行事が再開しているので、それに関する広報になってございます。後ほどご確認いただけたらと思います。

説明は以上です。

坂田教育長

何かご意見等ございますか。よろしいですか。

それでは、報告事項は以上とし、休憩します。

(休憩)